

1. 事業変更の概要

■新たな料金への移行

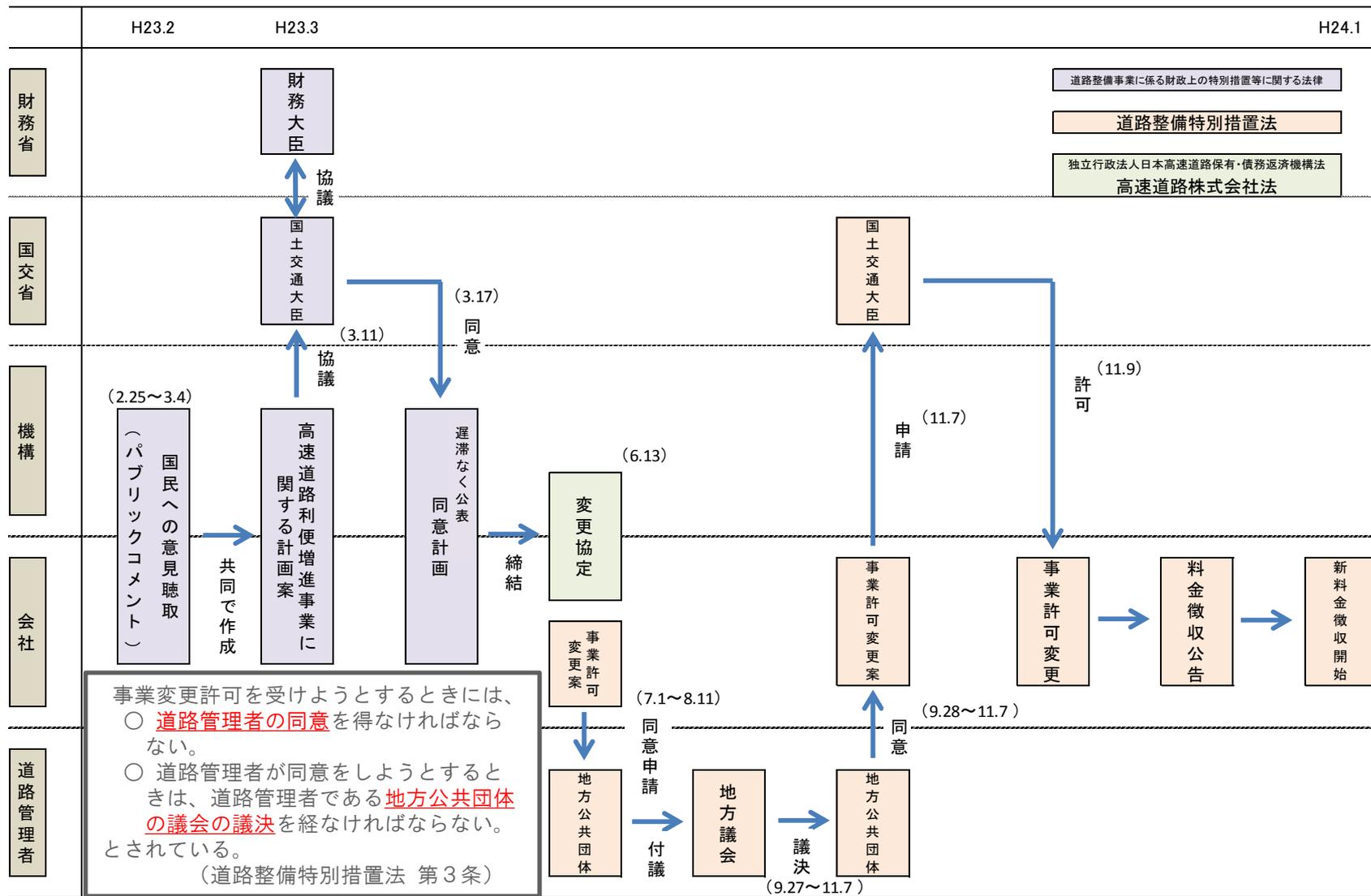
- 料金圏のない距離料金（普通車：500～900円）へ移行
 - 各種料金割引を実施
 - ①償還満了まで実施する割引
 - ・環境ロードプライシング 等
 - ②当面の割引（平成25年度まで）
 - ・NEXCO、本四との乗継割引
 - ・西線内々利用割引
 - ・端末区間割引（池田線、西大阪線、東大阪線）
 - ・新神戸トンネルの移管
 - ・物流事業者向け割引の拡充
- 注）新神戸トンネルの移管までは、現行割引（連続利用割引）を継続

■コスト縮減

- 計画管理費 旧事業許可に対して、約5%のコスト縮減を実施
（平成23年度から償還満了する平成62年度までの合計）

2. 道路管理者・地方議会の対応

(1) 今回の事業許可変更の経緯



(2) 道路管理者・地方議会の意見と当社の考え方

■平成26年度以降の料金について

道路管理者・地方議会の意見

- 平成25年度末までとされている各種割引制度を平成26年度以降も継続すること。
- 経営の合理化に努め、平成26年度以降の料金値下げに反映させること。

当社の考え方

(各自治体への同意申請)

割引制度には当面の割引が含まれることから、平成26年度以降の料金制度については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整などの観点から、路線の特性、財政状況、本来道路管理者等の意見を勘案し、利用しやすいものとするべく、国と地方の検討会において、平成25年度までに検討するものとし、同検討会での検討の結果とりまとめられた見直し案に基づき、同意申請します。

■ 経営改善について

道路管理者・地方議会の意見

- 役員報酬を中心とした人件費の引き下げ、維持管理コストの削減、子会社等への発注契約手法の見直し等の経営改善に努めること。
- 経営改善の内容や進捗状況を自治体が点検できる体制を設けること。
- 利用者サービスの向上が必要。
(環境・渋滞・物流対策等に配慮した割引等の実施)

当社の考え方

『経営改善の今後の取り組みについて』（平成23年9月14日、7自治体へ発出）

(別紙) 阪神高速道路株式会社の経営改善

1. 役員報酬等の人件費の縮減

- 人件費の縮減等についてはこれまでも取り組んでいるところであり、平成24年度から、社長について10%、その他役員についても5%の役員報酬の削減を実施する。

2. 子会社等への発注に係る契約方法の見直し

- 発注の改善についてはこれまでも取り組んでいるところであり、現在の契約について徹底的な洗い出しを実施した上で、競争に付することが適切な契約については、速やかに随意契約から競争入札に切り替える。
- 契約について、より一層の透明性の確保を図るため、情報公開を促進する。

3. 経営改善計画の策定

- 経営改善に関しては、中期経営計画等において取り組んでいるところであり、これまでのコスト縮減に加えて、更に徹底したコスト縮減や発注の競争性・透明性の向上等を図るために、経営改善委員会を立ち上げ、平成23年度末を目途に経営改善計画を策定し、実施に取り組む。

4. 利用者サービスの向上

- コスト縮減の成果等を活用して、環境、渋滞等に配慮した割引の実施等により利用者サービスの向上を図る。

5. その他

- 今後、関係機関と協議しながら、一層の経営改善に向けて取り組んでいく。